



2023年1月20日

各 位

会社名 キューピー株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高宮 満  
(コード番号 2809 東証プライム)  
問合せ先 経営推進本部長 北川 岳史  
(電話番号 03-3486-3331)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年2月22日開催予定の第110回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次のとおり定款を変更するものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(2) 当社は、2008年2月開催の当社第95回定時株主総会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不当な企業買収が行われることを防止するための取り組みとして「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)」(有効期間3年。以下、本対応方針)を導入し、その後も内容の一部変更を行いながら過去4回の更新を行い、現在に至っています。

現時点においても、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われるリスクは依然として存在していますが、その一方で、買収防衛策をめぐる最近の動向も踏まえると、いわゆる事前警告型の買収防衛策を準備しておく必要性は相対的に低下していると思料されることから、今回の有効期限(本定時株主総会終結の時)に向けては、取締役会でも本対応方針の存廃について議論を重ねてきました。

当社を取り巻く経営環境や本対応方針の継続が及ぼす影響なども勘案して慎重に検討を行った結果、本対応方針を継続せず、その有効期限である本定時株主総会終結の時をもって廃止することを、2022年12月28日開催の取締役会で決議いたしました。

本対応方針の廃止に合わせて、当社定款における買収防衛策に関する規定を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(変更箇所は、下線の部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを使用する方法で開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第8章 買収防衛策</p> <p>(買収防衛策の導入等)</p> <p><u>第46条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止については、株主総会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。</u></p> <p>(新株予約権無償割当て等の決議機関)</p> <p><u>第47条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当ておよび募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

(新設)	<p><u>附則</u>  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>  <u>第1条 定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u>  <u>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日をもってこれを削除する。</u></p>
------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年2月22日(水)
定款変更の効力発生日	2023年2月22日(水)

以 上